

青森市公用車カーシェアリング事業仕様書

公募型プロポーザルで提出する企画提案書等については、以下に記載する基本的な仕様を踏まえた上で作成してください。

これ以外の事項（車種・グレード、機能、運用方法など）については自由に提案してください。

1 趣旨

この仕様書は、青森市公用車カーシェアリング事業（以下「本事業」という。）に係る公募型プロポーザルを実施するにあたり、本事業において事業者が担う業務の内容について定めることを目的とする。

2 実施期間

事業開始日から令和13年3月31日まで

3 実施場所

青森市新町1丁目3番7号 アウガ駐車場

4 本事業において事業者が担う業務

(1) 自動車2台の調達及び市へのレンタル

(2) 自動車2台を用いた市民等への休日カーシェアリングサービスの提供

※ カーシェアリングサービスに供する日（以下「休日」という。）は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、事業者と協議により変更することができる。

5 事業内容

(1) 自動車2台の調達及び市へのレンタル

① 調達する自動車2台の仕様について

番号	区分	説明
1	種別・用途	小型・乗用以上
2	乗車定員	4人以上
3	初度登録年	新車新規登録又は令和5年以降登録も可とするが、その場合は修復歴がなく外装に目立った傷のないもの
4	総走行距離	納車所要距離程度、又は2万キロメートル以下も可

5	自動車	平成30年排出ガス基準75%低減レベルのハイブリッド自動車
6	駆動方式	四輪駆動
7	変速装置	A T 限定免許対応車
8	ドア数	4 ドア以上
9	全長	4,500ミリメートル以下
10	全幅	1,800ミリメートル以下
11	全高	1,750ミリメートル以下
12	衝突回避・軽減装置	自動ブレーキ等（歩行者・自転車検知）
13	誤発進抑制装置	前後方向
14	塗装色	提案は自由とするが、最終的には双方協議の上、決定する。
15	オーディオ	AM／FMラジオ
16	バックカメラ	純正品 ビルトインタイプ（室内画面表示）
17	ドライブレコーダー	前後方向の録画、モニター無し、車内で録画内容を視聴できない仕様のもの
18	その他装備	フロアマット1台分、サイドバイザー1台分、USB電源ソケット
19	鍵又はスマートキー	2個（青森市使用分として）
20	その他	エアコン

- ・ カーナビ搭載車でテレビが視聴できる場合は、NHKの受信料について事業者が負担するものとする。
- ・ 休日はカーシェアリングサービスに供することを前提とし、カーシェアリングサービス実施のために必要なデバイスを搭載すること。

② 平日の公用車としての利用について

- ・ 平日の車両保管場所はアウガ駐車場とする。なお、平日の公用車としての使用により発生する燃料費は青森市が負担するものとする。
- ・ 次に掲げるメンテナンスを最低限付帯すること。
 - ア 定期点検（6か月毎）
 - イ 法定点検
 - ウ 車検整備
 - エ 故障修理
 - オ タイヤ管理（パンク修理含む）
 - カ 消耗品交換及び補充
 - キ 車内外清掃
 - ク その他安全走行に必要な点検及び修理
- ・ 事業者は次に掲げる費用を負担すること。
 - ア 予約システムに係る使用料（通信料は除く）

イ 会員カードの発行がある場合はその手数料

ウ 上記メンテナンスに要する費用

エ 自動車税、自動車重量税等の税金

オ 自動車保険料（任意保険、自賠責保険）

※ 任意保険料については、車両時価、対人対物無制限・搭乗者1千万円の補償内容を最低限含むこととする。

カ NHK受信料（発生する場合）

キ 登録諸費用

- ・ 上記メンテナンスに要する時間が48時間以上になることが見込まれる場合、事業者は市に代車を提供すること。（4人乗り以上の一般的な車両であれば、車種は問わない）
- ・ 事業者は、車両の故障や事故などの不測のトラブルが発生した際、迅速に対応すること。市職員又はカーシェア利用者の利用中に事故により車両が使用できなくなった場合の対応を定めること。

（2） 自動車2台を用いた休日カーシェアリングサービスの実施

① サービスの運営

- ・ 休日の車両保管場所はアウガ駐車場とし、青森市駐車場条例第18条の2第2項第1号の駐車料金を事業者が毎月当該駐車場管理業務請負業者に支払うこと。
- ・ 多くの利用者が簡易に利用登録、車両の予約及び利用ができること。

② サービスの利用状況等に関する報告について

- ・ 事業者は、サービスの利用状況等のデータを収集し、月毎にまとめた報告書を翌月10日までに市に提出すること。（例：日毎の利用者別の利用時間、走行距離がわかる資料等）

③ サービスの広報について

- ・ 休日カーシェアリングサービスの広報を行い、サービスの認知度向上及び利用促進を図ること。

（3） 実施体制の整備

- ・ （1）及び（2）の運用に必要な業務体制を整えること。
- ・ 事業スキーム及び業務実施体制図を作成すること。

6 事業開始時期について

事業者は、自動車2台の調達及び市へのレンタル並びに市民等への休日カーシェアリングサービスの実施を、令和8年12月1日以降のできるだけ早い時期に開始すること。

7 支払方法について

使用料については、毎月支払う。（毎月末を締め日とし、翌月支払う。）この場合、市は請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

また、平日の公用車としての使用により発生する燃料費は青森市が負担するが、給

油方法や当該燃料費の支払方法等については、市と事業者が協議の上取り決めるものとする。

8 留意事項

(1) 守秘義務

事業者は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

事業者は、本業務により知り得た個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(3) 損害賠償責任

事業者が本業務の実施に際し、青森市又は第三者に損害を与えた場合等にあつては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(4) 損害措置

本業務の実施により第三者に与えた損害は、青森市に起因するものを除き、全て事業者の責任として対応すること。

(5) 法令順守

本業務を実施するにあたっては、関連する法令を順守するものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容等に疑義が生じた場合は、市と事業者が協議の上取り決めるものとする。